

1. 件名：新規制基準適合性審査に関する事業者ヒアリング（東海第二（656））

2. 日時：平成30年2月7日 10時00分～12時20分

3. 場所：原子力規制庁 8階A会議室

4. 出席者

原子力規制庁：

（新基準適合性審査チーム）

伊藤安全審査官、津金安全審査官、吉村安全審査官、千明技術研究調査官、竹内技術
参与

事業者：

日本原子力発電株式会社：発電管理室 副室長 他3名

5 s. 要旨

（1）日本原子力発電から、東海第二発電所の設置許可基準規則への適合性のうち「第39条耐震設計方針」「第40条 耐津波設計方針」及び「第43条 共通（基準津波を超え敷地に遡上する津波に対する津波防護方針）」について、平成29年11月8日に提出された発電用原子炉設置変更許可申請書（一部補正）及び本日の提出資料に基づき説明があった。原子力規制庁から主に以下の点について指摘を行った。

<基準津波を超え敷地に遡上する津波に対する津波防護方針について>

- 通常時における構内排水路逆流防止設備及びフラップゲートに対する保守管理について整理して提示すること。
- 潮位計が高さ20m以上の津波を計測範囲外としており、大津波襲来時には防潮堤高さに対する津波高さの大小によらず対応を定める方針との説明であるが、重大事故等対処に係る手順判断に与える影響の有無について整理して提示すること。
- 敷地に遡上する津波及び第40条における防護対象設備の抽出の考え方について、屋外に設置される非常用海水系配管（屋外二重管）を第5条の防護対象設備と整理していることを踏まえ、整理して提示すること。

（2）日本原子力発電から、本日の指摘等について了解した旨の回答があった。

6. その他

提出資料：

- ・東海第二発電所 重大事故等対処設備について